



～あなたも民商の共済会に～
 会員・配偶者は無条件で加入可
 同居家族、従業員も加入可

月 1,000 円

見舞金・祝金

村上民商ニュース

2021/5/24

NO.417 村上市仲間町334

村上民主商工会

☎75-5272 FAX62-7392

5月なんでも相談会

日時 5月21日(金)

午後2時から

場所 民商事務所

- ・ 記帳・経営・会社設立
- ・ 国保税
- ・ 労災保険・社会保険
- ・ 消費税などの相談も受け付けています。

※相談ご希望の方は、事前に民商へ予約をお願いします。

困ったら放置せずに民商へ



新商連第58回・

新商連共済会第40回定期総会開催

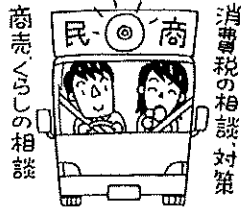
来月、新潟市で開催される定期総会に向けて、役員・事務局は仲間増やしに取り組んでいます。

会員・共済会員仲間入り

☆会員Aさんから「知り合いのBさんが帳面などのことで困っている。話を聞いてやってほしい」と連絡があり、後日民商で相談を受けました。Bさんは「今まで税理士に頼んでいたが、経費として計上してもらえないし、今後は民商で相談しながら申告をしたい」と民商へ入会し、共済加入も同時に手続きしました。
 ☆持続化給付金を受給した農業会員のCさんは「昨年色々相談にのってもらった。協力する」と共済加入しました。

会員・商工新聞読者の紹介をお願いします

みなさんの知り合いの方や、業者の方を民商に紹介ください。商工新聞は、商売に役立つ情報が満載です。知人や商売をしている方には是非勧めてください。



国の「一時支援金」制度

個人上限30万円の支援金

申請期限 5月31日(月)まで

飲食業のDさんは「この状況だから経営がとて大変だ。お客様が来なくても固定費はかかる。銀行と借入の話を進めているところだ」と厳しい商売の状況を話しました。一時支援金の書類を用意してもらい、民商のアドバイザーを受け30分程で申請を完了させました。事前確認は、民商会員の行政書士に依頼し、とてもスムーズに申請を行うことができました。

住民税特別徴収の

税額通知書が届きはじめました

従業員のいる事業所に、市や村から特別徴収の納付書や税額通知書が入った書類が郵送されています。住民税特別徴収は給与から天引きし、所得税と同様、事業主が市や村に納付することになり、従業員は自分で納める必要がありません。

給与から引く金額は、同封の納付書に記載された額です。住民税の納め方は、毎月の給与から引いたものを、翌月10日までに市や村、金融機関で納入します。

従業員が10人未満の事業所は、申請により年2回の納期特例の納付も選択できます。(12月10日と6月10日までに半年分毎に納付)



過払い金の相談も受付しています

6月の無料法律相談

日時 6月11日(金)

午前10時30分

会場 村上民商事務所

弁護士 新潟中央法律事務所

弁護士 小淵真理子弁護士

※相談受付締め切り 6月9日(水)

☆相談希望の方は、必ず事前に電話で予約を。
 ☆緊急の相談は新潟市の同法律事務所です。
 事務局まで連絡を。